

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
分別収集計画

令和元年6月

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合分別収集計画

目次

1.計画策定の意義	1
2.基本的方向	1
3.計画期間	1
4.対象品目	1
5.各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込（法第8条第2項第1号）	2
6.容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7.分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4～6
9.各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準物ごとの量及び容器包装リサ イクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物量の見込みの算出方法	7
10.分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11.分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12.その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	8
特記事項	9～11

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

また、今後廃棄物処理施設の確保は非常に困難で厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られ、さらには資源循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・尾花沢市大石田町環境衛生事業組合(以下「組合」という。)を構成する①尾花沢市②大石田町が協力し、廃棄物減量等推進員の積極的な関与のもとにごみの減量化につとめ、またリサイクルを促進する。
- ・組合では現有リサイクル施設を有効に活用し、効率的な中間処理を行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、段ボール、ペットボトルを対象とする。

また、容器包装リサイクル法で対象とされる、飲料用紙製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装については、分別収集体制の整備に至っておらず、現在検討中である。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
尾花沢市大石田町 環境衛生事業組合		250t	246t	240t	234t	229t
内 訳	①尾花沢市	179t	177t	174t	169t	165t
	②大石田町	71t	69t	66t	65t	64t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、組合を構成する各市町の行政、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

構成市町では、関係団体との調整を図り、特に両市町で設置する廃棄物減量等推進員の積極的な啓発活動により、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために各種の方策を実施する。

組合では、効率的な運営を図るため構成各市町とともに処理機能が十分果たせるような施設の更新や処理需要に対応した施設の整備改良を図る。

・買い物袋持参運動の推進

各市町と衛生組織連合会との連携のもとに、各種小売店に対する啓発や助成等により、買い物袋持参に対する小売店の積極的な取組みを推進するとともに、市町民に対する啓発を強化し、ごみ減量化に対する意識の高揚を図る。

・啓発活動の充実

学校教育あるいは、地域活動としてのごみ処理施設見学等の機会を活用し、ごみ排出量の増大、ごみ処理経費の増大等の情報を提供することにより、排出抑制、分別排出、再生利用の意義についての意識高揚を図るべく、積極的に啓発活動を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	・缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 其他の色のガラス製容器	・ガラスびん
主として段ボール製の容器	・段ボール (事業系直接搬入のみ実施中)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	・ペットボトル

※ 当組合においては、収集部門から担当しているため、収集区分については構成市町とも同一である。

※ 上記表に掲げた品目以外の容器包装については、現在未だ具体的な分別収集体制の整備には至っておらず、今後分別収集体制を整備すべく検討中である。

※ 段ボールについては、集団回収の推進を図ることとし、事業系の直接搬入のみ分別受入を実施中。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

◎尾花沢市大石田町環境衛生事業組合全体

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	46 t		45 t		44 t		43 t		42 t	
主としてアルミ製の容器	31 t		31 t		30 t		29 t		29 t	
無色のガラス製容器	(合計) 32 t		(合計) 32 t		(合計) 31 t		(合計) 30 t		(合計) 29 t	
	(引渡量) 32 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 32 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 31 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 30 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 29 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 68 t		(合計) 67 t		(合計) 65 t		(合計) 64 t		(合計) 62 t	
	(引渡量) 68 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 67 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 65 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 64 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 62 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 27 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 25 t		(合計) 25 t	
	(引渡量) 27 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 26 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 26 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 25 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 25 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を飲料を充てんするための(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	17 t		16 t		16 t		16 t		15 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t	
	(引渡量) 29 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 29 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 28 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 27 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 27 t	(独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

◎尾花沢市

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	33 t		32 t		32 t		31 t		30 t	
主としてアルミ製の容器	22 t		22 t		22 t		21 t		21 t	
無色のガラス製容器	(合計) 23 t		(合計) 23 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 21 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	23 t	0 t	23 t	0 t	22 t	0 t	22 t	0 t	21 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 49 t		(合計) 48 t		(合計) 47 t		(合計) 46 t		(合計) 45 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	49 t	0 t	48 t	0 t	47 t	0 t	46 t	0 t	45 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計) 19 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	19 t	0 t	19 t	0 t	19 t	0 t	18 t	0 t	18 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を飲料を充てんするための(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	12 t		12 t		12 t		12 t		11 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 20 t		(合計) 19 t		(合計) 19 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	21 t	0 t	21 t	0 t	20 t	0 t	19 t	0 t	19 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

◎大石田町

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	13 t		13 t		12 t		12 t		12 t	
主としてアルミ製の容器	9 t		9 t		8 t		8 t		8 t	
無色のガラス製容器	(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t	
	(引渡量) 9 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 9 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 9 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 19 t		(合計) 19 t		(合計) 18 t		(合計) 18 t		(合計) 17 t	
	(引渡量) 19 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 19 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 18 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 18 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 17 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 8 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t	
	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を飲料を充てんするための(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	5 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t	
	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 8 t	(独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は近年の人口減を勘案し、次のとおり設定した。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口	22,608 人	22,088 人	21,580 人	21,083 人	20,599 人
対前年度比	-2.3%	-2.3%	-2.3%	-2.3%	-2.3%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別区分に従い、各々の分別の実施体制は以下の表に記載したとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製容器	缶類	組合による定期回収	組合
	アルミ製容器			
びん	ガラス製容器(無色)	びん類	組合による定期回収	組合
	ガラス製容器(茶色)			
	ガラス製容器(その他)			
紙	飲料用紙製容器	紙類	住民団体による集団回収、スーパー店頭回収、拠点回収	民間業者
	段ボール			
		(段ボール)	直接搬入	組合
	紙製容器包装	—	—	—
プラスチック	ポリエチレンテレフタレート製容器	ペットボトル	組合による定期回収	組合
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	スーパー店頭回収	民間業者
	プラスチック製容器包装	—	—	—

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

分別収集するものとした容器包装のうち、缶、びん、ペットボトルについては、当組合のリサイクルプラザ(平成13年度稼働)において選別、圧縮、保管しているが、段ボールについては、暫定的保管に対応しているため、効率的な施設整備を図るものとし、加えてその他の紙製容器、その他のプラスチック製容器に対応し得る施設整備については現在検討中である。

分別収集の用に供する施設整備

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	4tパッカー車	リサイクルプラザ [*] (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
ガラス製容器 (無色)	びん類	袋	4tパッカー車	
ガラス製容器 (茶色)				
ガラス製容器 (その他)				
飲料用紙製容器	——	——	——	
段ボール	段ボール	直接搬入のみ回収		その他保管施設
紙製容器包装	——	——	——	——
ポリエチレンテレフタレート製容器	ペットボトル	袋	4tパッカー車	リサイクルプラザ
プラスチック製容器包装	白色トレイ	——	——	——
	プラスチック製容器包装	——	——	——

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)

・各市町においては、廃棄物減量等推進員の制度を活用し、地域に根ざしたごみ減量、分別排出の意識の高揚を図る。

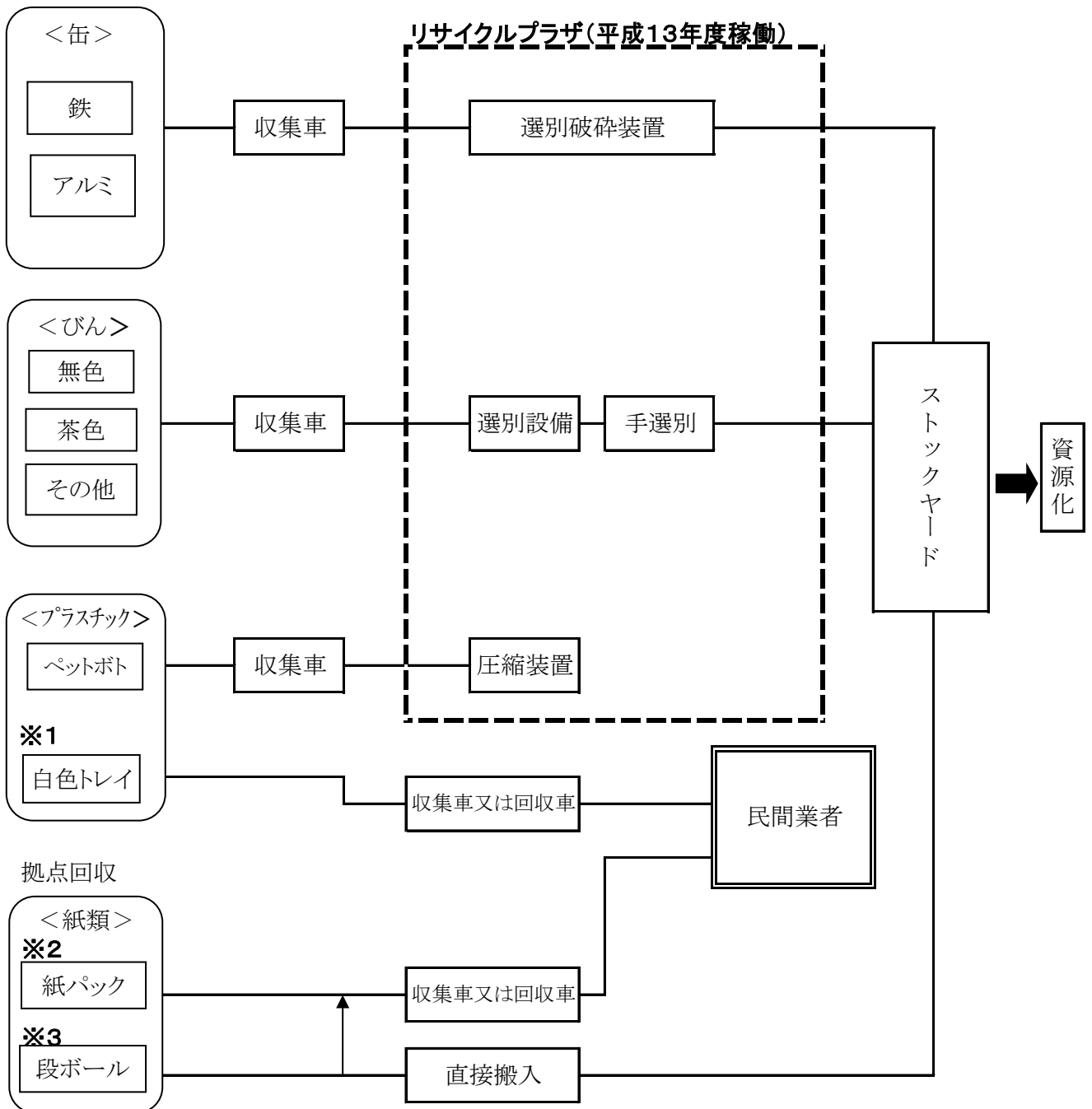
また、現在実施中の集団回収助成金の交付制度を拡充し、学校、自治会等各種団体による集団回収を促進するように指導する。

・組合においては、各市町民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、各構成自治体との連携を密にすることにより、各市町民並びに事業者の協力のもと分別収集推進体制を整備するよう計画、指導する。

《特記事項》

〔1〕 当組合における容器包装廃棄物に係るリサイクル体系

資源回収

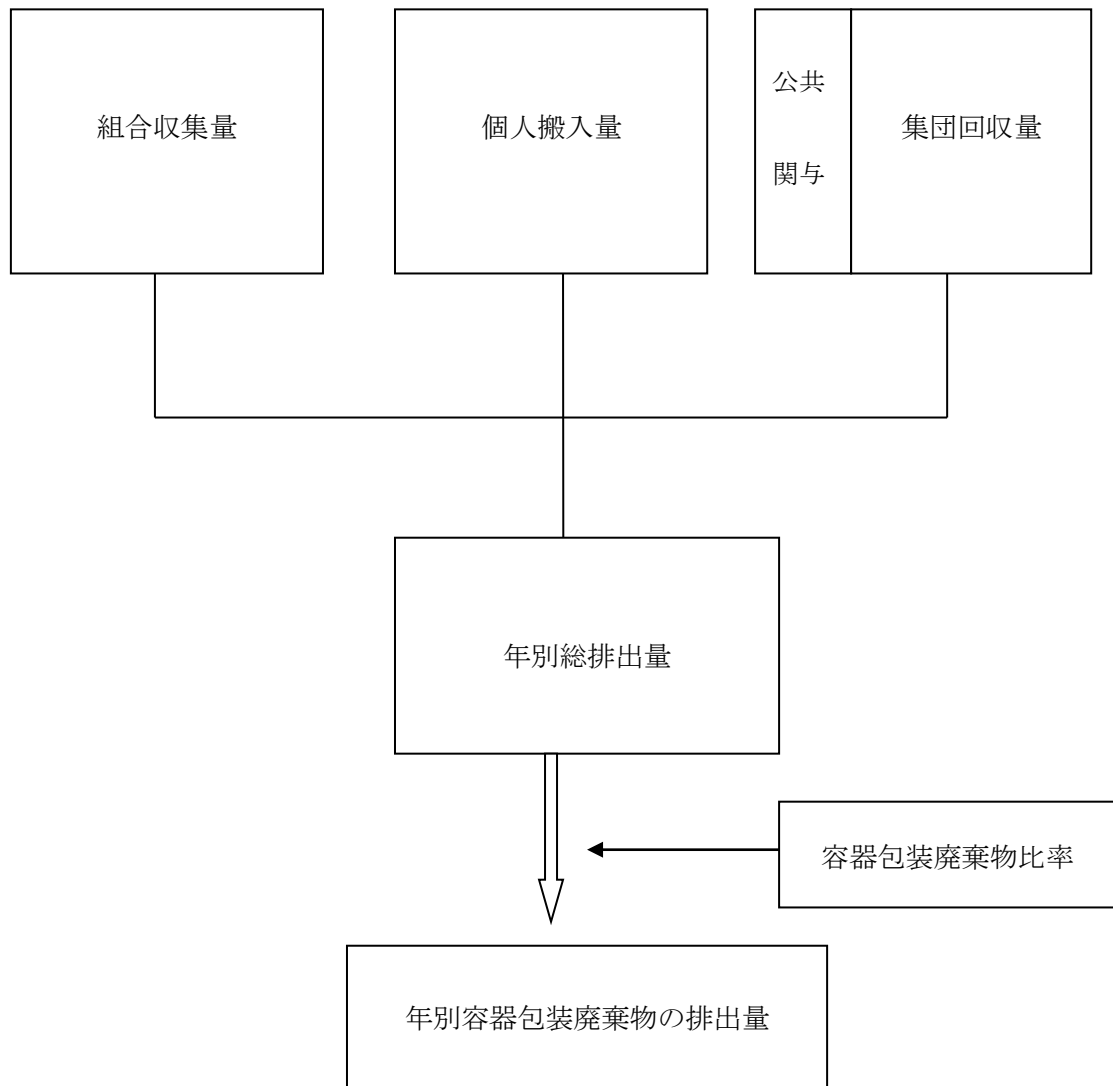


I. ※1、※2は現在のところ、店頭及び拠点回収により民間業者扱いとなっているが、今後の取扱いについては検討中。

II. ※3は、事業系の直接搬入のみ分別回収を行っている。

〔2〕第5項:各年度における排出量の見込みについて

当組合における収集物及び個人搬入ごみの平成30年度実績に基づき容器包装比率を算出し、以下のフローにより算定した。



〔3〕第8項:特定分別基準適合物の回収量の見込みについて

当組合においては、容器包装に係る10品目のうち、7品目について分別収集を実施している(一部施設内分別含む)ため、これらの実績に基づき各年度の見込量を求めた。

〔4〕組合と市町の役割分担及び分別収集推進に関する方策

当組合及び構成市町においては、ごみの排出部門を構成市町が、また収集からは組合が担当しているため、両市町間のごみの排出や分別方法については、同じ足並みで計画推進を図れる状況にある。したがって、分別方法等の啓蒙及び指導に関する両市町の積極的な活動を基に、三者の綿密な連携により、当組合における適切な分別収集からリサイクルに至る効率的なシステム構築を推進するものとする。

また、構成市町においては各界の代表者を廃棄物減量等推進員として委嘱しており、市町民に対する周知と合わせて、各推進員を通じて分別収集に関する趣旨の理解と協力を行うことで、計画推進を図るものとする。